

# 療養担当規則等及び診療報酬の施設基準における 厚生労働大臣が定める掲示事項

当院では、厚生労働省の方針に基づき、施設基準に関する情報をホームページで公開することになりました。今後も医療の透明性確保と患者さま本位のサービス充実に努めてまいります。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 当院は保険医療機関です

- (1) 管理者の氏名： 渡邊 泰彦
- (2) 診療に従事する医師の氏名： 渡邊 泰彦
- (3) 診療日及び診療時間：  
9:00～12:30 / 14:00～19:00 (月曜・火曜・木曜・金曜)  
9:00～12:00 / 14:00～17:00 (土曜)
- (4) 標榜科目：歯科・小児歯科・歯科口腔外科

## 個人情報保護の遵守について

当院では個人情報保護に努めています。問診票、診療録、検査記録等の個人情報は治療目的以外には使用いたしません。

## 歯科疾患管理料

継続管理が必要な歯科疾患をお持ちの患者さまに対して行う口腔管理と、疾患の再発防止・重症化予防を目的とした管理です。患者さまと協力しながら管理計画を作成し、定期的な口腔管理を行います。

## 有床義歯の取扱いについて

入れ歯を新しく作製した場合、原則として、印象採得を行った日から起算して 6 ヶ月間は、同一の入れ歯を保険診療で作り直すことができません。この規定は、他の医療機関で作製された入れ歯についても同様に適用されます。

## **一般名処方加算**

当院では、患者さまに必要な医薬品を確保するため、医薬品の供給状況を踏まえつつ、薬局とも連携のうえ、一般名処方（お薬をメーカー・銘柄を指定せず記載すること）を行っています。

## **明細書発行体制等加算**

当院では、医療の透明性向上と患者さまへの情報提供を目的に、診療報酬の算定項目、使用した薬剤名、実施した検査名などが記載された診療明細書を、領収証とともに無料で発行しています。明細書の発行を希望されない場合は受付にてお申し出ください。  
ご不明な点はお気軽にスタッフにお尋ねください。

## **医療情報取得加算**

オンライン資格確認を行う体制を有しています。

当院を受診した患者さまに対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。

## **歯科初診料の注 1 に規定する基準**

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがいます。

## **歯科外来診療医療安全対策加算 1**

当院には、医療安全対策に関する研修を受けた歯科医師及び医療安全管理者を配置、自動体外式除細動器（AED）を保有し、緊急時においては他の医療機関と連携とともに、医療安全に係る十分な体制を整備しています。

## **歯科外来診療感染対策加算 1**

当院では、院内感染管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整備しています。

## **歯科訪問診療料の注 15 に規定する基準**

在宅で療養している患者さまへの診療を行っています。

## **小児口腔機能管理料の注 3 に規定する口腔管理体制強化加算**

小児から高齢者まで幅広い口腔機能の管理や、歯の病気の重症化予防を含む継続的な歯科治療管理をしていきます。AED などを配置し、より安心で安全な歯科医療環境を提供しています。

## **外来後発医薬品使用体制加算**

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を推進し、医薬品の供給が不足した場合に、患者さまへご説明の上、医薬品の代替品の提供や用量・投与日数などの処方変更に関して適切な対応を行います。

## **歯科口腔リハビリテーション料 2**

頸関節症の患者さまに、頸関節治療用装置を製作し、指導や訓練を行っています。

## **CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレー**

CAD/CAMと呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレー（かぶせ物、詰め物）を用いて治療を行っています。

## **クラウン・ブリッジ維持管理料**

装着した冠（かぶせ物）やブリッジについて、2 年間の維持管理を行っています。

## **歯科外来・在宅ベースアップ評価料 I**

産業全体で賃上げが進む中、医療現場で働く方々の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようにするための取組を実施しています。

## **連携先保険医療機関**

当院は、以下の医療機関と緊密な連携体制を構築し、必要に応じて適切な医療機関へのご紹介を行っております。

連携先保険医療機関名：〇〇〇〇

電話番号：〇〇〇〇

(2026 年 1 月 5 日現在)

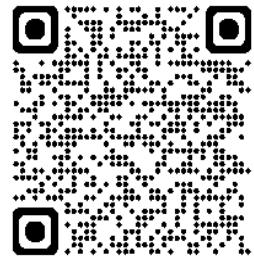
# 令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

## 新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる  
医薬品の一覧などはこちらへ



## 後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）  
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るために  
皆さまのご理解とご協力を  
お願いいたします

# 特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、

差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。

**先発医薬品**  
※令和6年10月以降、  
医療上の必要性がある場合

保険給付

患者  
負担

**後発医薬品**

保険給付

患者  
負担

←先発医薬品と  
後発医薬品の価格差→

**先発医薬品**  
※令和6年10月以降、  
患者が希望する場合

保険給付

患者  
負担

特別の  
料金

患者負担の総額

※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

## Q & A

### Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

- A. いわゆる長期収載品（ちょうきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

### Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか。

- A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

### Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うことになりますか。

- A. 例えば、“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

### Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

- A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。